

- 10 F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害
10. 事件前 5 年間の精神科治療歴
 1 入院歴あり 2 入院歴はないが通院歴あり 3 精神科治療歴なし 4 不明
11. 通院処遇になった経緯
 1 当初審判で通院処遇 2 入院処遇から通院処遇に移行
12. 当初審判で通院処遇となった場合その理由 (複数回答可)
 1 疾病性が軽減しているため
 2 社会復帰阻害要因が軽減しているため
 3 合議体で入院処遇について意見の一致をみななかったため
 4 不明・その他 ()
13. 当初審判で通院処遇になった場合の対応
 1 精神保健福祉法による入院を経ないで直接通院処遇を開始
 2 精神保健福祉法による入院から開始
 3 その他 ()
14. 13-1 の場合
 1 通院処遇を円滑に開始できた
 その理由 ()
 2 通院処遇の開始に手間取った
 その理由 ()
 3 その他 ()
15. 13-2 の場合 その理由 (複数回答可)
 1 対象者との信頼関係をつくるため
 2 通院処遇開始の準備が整わないため
 3 地域に住居がないため
 4 住居はあるが地域に戻すには問題があるため
 5 その他 ()
16. 13-2 の場合 入院形態
 1 任意入院 2 医療保護入院 3 措置入院 4 その他 ()
17. 13-2 の場合 入院施設
 1 指定通院医療機関の入院病棟
 2 指定通院医療機関以外の入院病棟
 その理由 ()
 3 その他 ()
18. 通院処遇に基づく通院医療 開始時 (指定通院医療機関の方へ)
 1 書面で通院医療のオリエンテーションを行った
 2 口頭で通院医療のオリエンテーションを行った
 3 特にオリエンテーションは行わなかった
 4 その他 ()
19. 通院処遇に基づく通院医療 主治医 (指定通院医療機関の方へ)
 1 精神保健指定医が主治医
 2 非指定医が主治医
 3 その他 ()
20. 通院処遇に基づく通院医療 開始当初の医療サービス (指定通院医療機関の方へ)
 1 外来診療 週 () 回
 2 デイケア 週 () 回 デイケア利用なしの理由 ()
 3 訪問看護 週 () 回 訪問看護利用なしの理由 ()
 4 その他の医療サービス (利用しているものに○)
 心理療法・外来作業療法・服薬指導・栄養指導・その他 ()

21. 通院処遇に基づく通院医療 多職種チームの編成（指定通院医療機関の方へ）
- 1 専従の多職種チームを編成
 - 2 兼務で多職種チームを編成
 - 3 専従者と兼務者で多職種チームを編成
 - 4 その他（ ）
22. 通院処遇に基づく通院医療 多職種チーム会議（指定通院医療機関の方へ）
- 1 開催頻度 月（ ）回
 - 2 職種の種類（該当項目に○）
医師・看護師・精神保健福祉士・臨床心理技術者・作業療法士・保健師・
薬剤師・栄養士・その他（ ）
23. 通院処遇に基づく通院医療 対象者の現状（指定通院医療機関の方へ）
- 1 安定して通院医療を継続
 - 2 概ね安定して通院医療を継続
 - 3 病状など不安定なため通院医療の継続に心配がある
 - 4 その他（ ）
24. ケア会議について（保護観察所の方へ）
- 1 指定通院医療機関の初診日までの開催頻度（ ）回
 - 2 参加施設（該当項目に○）
指定通院医療機関・保健所・精神保健福祉センター・精神保健福祉主管課、
地域生活支援センター・社会復帰施設・その他（ ）
 - 3 通院医療開始後の開催頻度（ ）月に（ ）回

設問3 この対象者の通院処遇についてご意見があればお聞かせ下さい。
（質問項目以外の事柄や今後の問題などに関するご意見、あるいは受け入れについてのご感想など）

設問4 医療観察法通院処遇についてのご意見があればお聞かせ下さい。
（この対象者の受け入れを通して医療観察法の通院処遇についてお気づきになった点など）

ご協力ありがとうございました。

医療観察通院医療を始めるにあたって

様

神奈川県立精神医療センター
芹香病院長 ○○ ○○

1. あなたは平成 年 月 日、 地方裁判所における審判の決定に従い、平成 年 月 日より、本院において「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下、医療観察法と略す）に基づく通院医療を開始します。
2. この通院医療は、横浜保護観察所のケア会議で定められた「処遇実施計画書」に基づき、本院の チーム（多職種チーム）により作成された「個別治療計画書」に従って実施されます。
3. この通院医療は、あなたに義務として課されたものですが、あなたの今回の行為の原因となった精神障害を再発、悪化させないように継続的な医療を受けていただきます。それにより同様の他害行為に及ぶことのないようにするとともに、あなたが再び社会で生活できるよう、本院においては チームがあなたを親身になって支えていくものです。病状に関することや生活上の困ったことがあれば、「緊急時の連絡・対応方法」の中に主治医や担当者などへの連絡方法が書いてありますので、早めに相談するようにして下さい。
4. この通院医療は原則として3年間で終了し、一般の精神科通院医療に移っていただきますが、安定した医療及び観察を継続できず、不安定な病状が続く時などはその後2年間まで延長されることになっています。
また病状の悪化などにより通院医療では対処できないときには、一時的に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、精神保健福祉法と略す）による入院や、医療観察法の入院処遇の申立てが行われることもあります。
一方、病状が回復安定し、精神科医療の必要性がなくなるか、自律して精神科医療を継続し社会で生活していくことが可能であると判断されれば、3年を経ないうちに通院医療（通院処遇）が終了されることもあります。
5. この通院医療は、原則として前期、中期、後期通院医療の3期に分けて行われます。
前期では、通院医療に早くなじんでいただき、病院のスタッフと互いに信頼し協力して医療を継続していくことが大切です。
中期では、少しずつ社会活動への参加の試みが始まり、それを定着させて

いくことが目標となります。しかし社会参加の機会が増えるに従い、ストレスや気の緩みなどで病気の管理がおろそかになり、病状が不安定になる場合もあるので注意が必要です。

後期では、通院処遇の終了、一般通院医療への移行を意識した取組みが始まります。地域社会への参加が継続され拡大される中で、病気の自己管理をしながら安定した社会生活を送れるようになることが最大の目標となります。

6. この通院医療は、通院処遇の終了をもって終わります。

通院処遇の終了の目安としては、

- 病状が改善し、後期通院医療において一定期間病状の再発がみられない。
 - 処遇終了後、継続的な治療（通院、訪問看護等）が安定して実施できる。
 - 処遇終了後、服薬管理、金銭管理等の社会生活能力が確保されている。
 - 処遇終了後、安定した治療を継続できるための環境整備、支援体制が確立している。
 - 緊急時の介入方法について地域における支援体制が確立している。
- などとされています。

7. この通院医療は公費で行われますが、精神保健福祉法による入院と身体合併症の治療に要する医療費、あるいはデイケアや訪問看護の交通費は自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

8. この通院医療で最も大切なことは、自分の病気をよく理解して、その再発や悪化を招かないよう服薬等の定められた通院医療を定期的に継続することです。それにより病状の安定が続くことで再び社会生活ができるようになっていきます。病院スタッフはそのための支援をしていきますので、あなたもこの通院医療に積極的に協力して下さいをお願いします。

様

緊急時の連絡・対応方法について

○ あなたの芹香病院における担当者は以下の職員です。

- ・ 外来主治医 _____ 医師
- ・ 主担当者 _____ 所属 (_____)
- ・ 医療観察担当者 _____ 地域医療相談室

○ 急に具合が悪くなったり、困ったりした時は、次のようにして下さい。

1) 平日昼間の場合

- ・ 外来主治医か主担当者、または医療観察担当者に電話などで連絡を取って下さい。万一すべての職員が不在の時は、「地域医療相談室」に相談して下さい。

2) 夜間休日の場合

- ・ 当直医に電話などでご相談下さい。

神奈川県立精神医療センター芹香病院
電話 045 (822) 0241
〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-1

○ あなたの芹香病院以外の担当者は、次の方々です。

- 1) 横浜保護観察所 社会復帰調整官 _____
〒231-0021 横浜市中区日本大通 9 電話 045 (201) 1842
- 2) その他 (保健所担当者など) _____
所属 (_____) 電話 (_____)

医療観察通院医療 個別治療計画書

(エンボス) 漢字氏名： 病名： ICD-10: F 身体合併症：	担当： 芹香病院 チーム 主治医： 医療観察担当者： 訪問看護担当者： 調整担当者： デイケア担当者： 他の担当者 (作業療法士) (心理士) (薬剤師) (栄養士)
今後 〇ヶ月の治療計画 (年 月～ 年 月)	
(外来診療) (訪問看護) (デイケア) (その他)	
(緊急時の対処方法) ・急に具合が悪くなったり、困ったりした時は「緊急時の連絡・対応方法」に書かれている担当者に、電話などですぐ連絡してください。 ・必要な対処方法をご助言したり、「処遇実施計画書」にそって対応します。	(現在の処方内容) ・薬剤情報提供書でお知らせします。 ・処方変更時には、新たに薬剤情報提供書を差し上げます。
主治医から上記説明を受け承しました。 年 月 日 署名 _____ 住所： 自宅電話：	

神奈川県立精神医療センター 芹香病院 住所：〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-1
 電話：045-822-0241

通院処遇アンケート調査結果（図）

A. 保護観察所経由群

B. 指定通院医療機関等経由群

図 A1

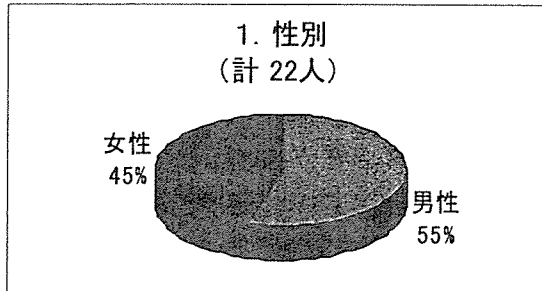


図 B1

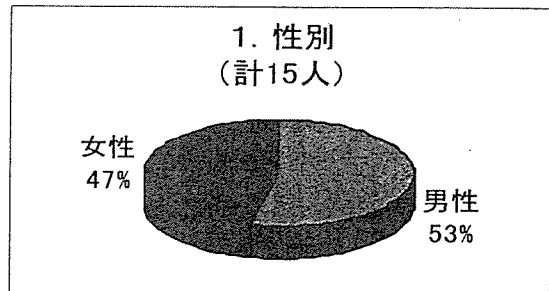


図 A2

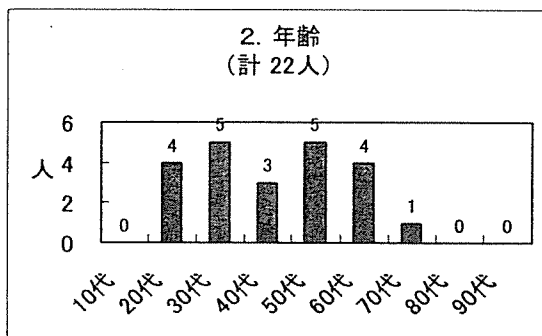


図 B2

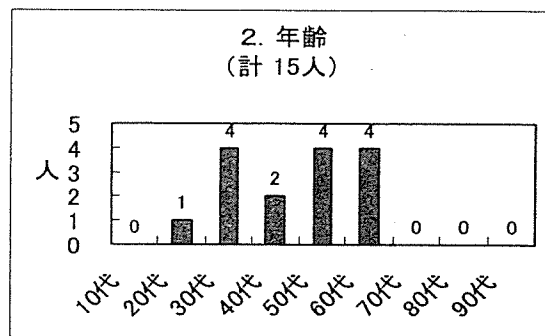


図 A3

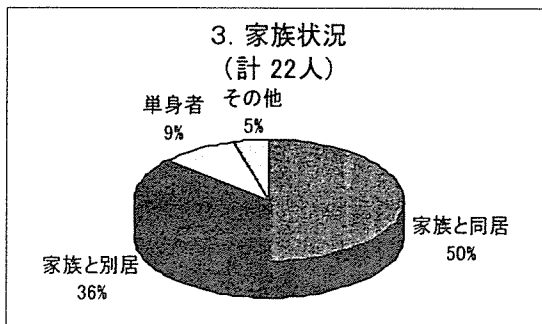


図 B3

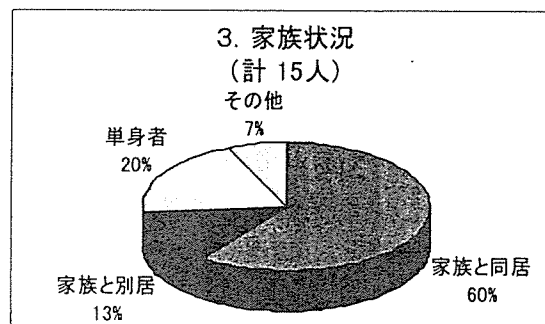


図 A4

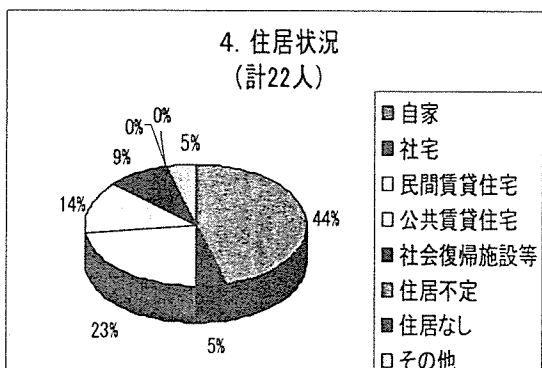
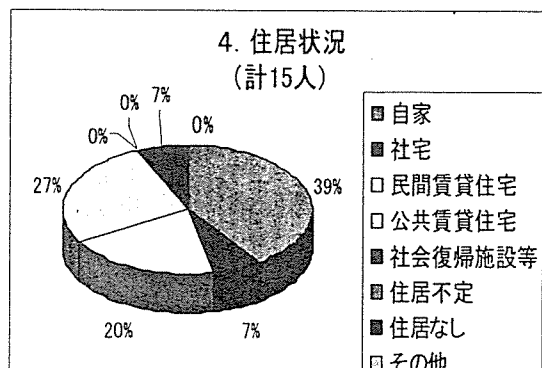


図 B4



A. 保護観察所経由群 (続)

B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

図 A5

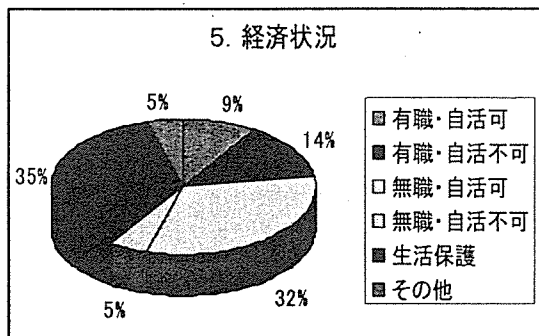


図 B5

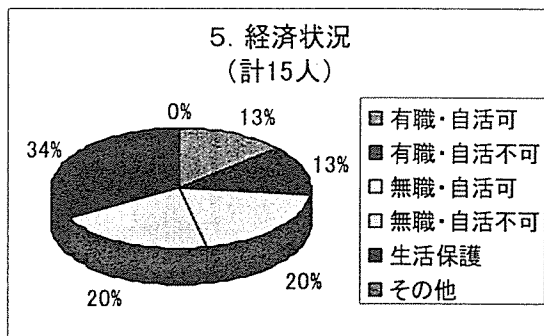


図 A6

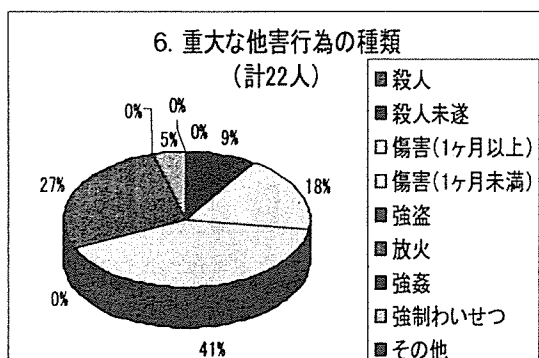


図 B6

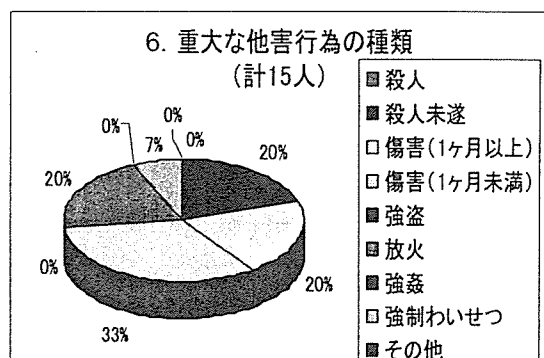


図 A7

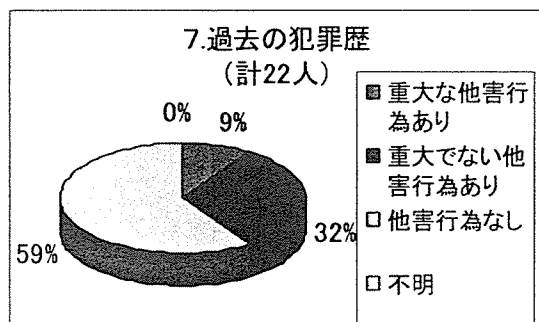


図 B7

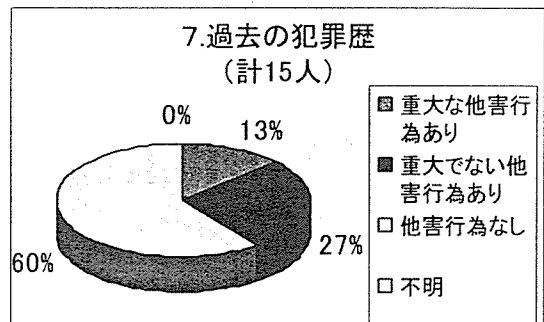


図 A8-1

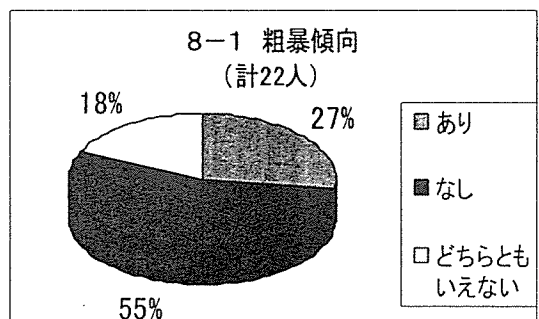
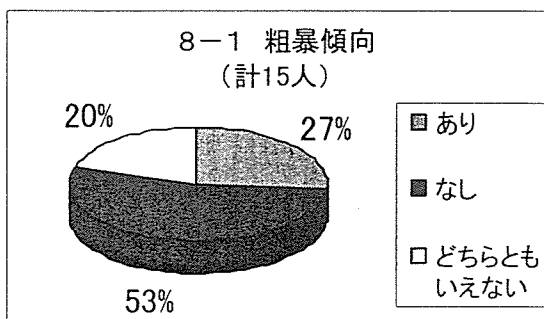


図 B8-1



A. 保護観察所経由群 (続)

図 A8-2

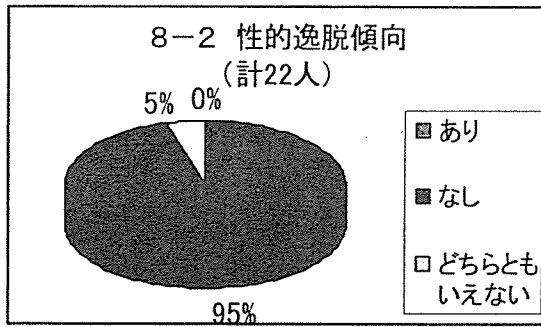


図 A9

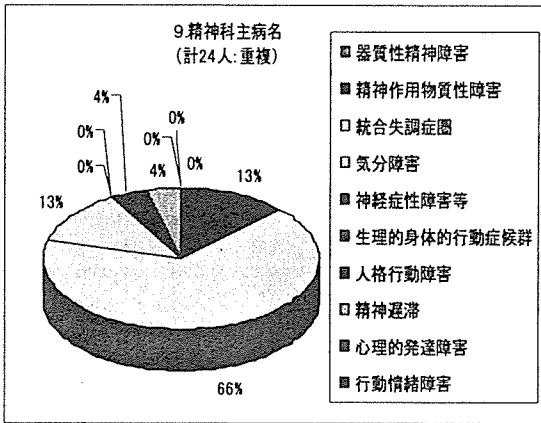


図 A10

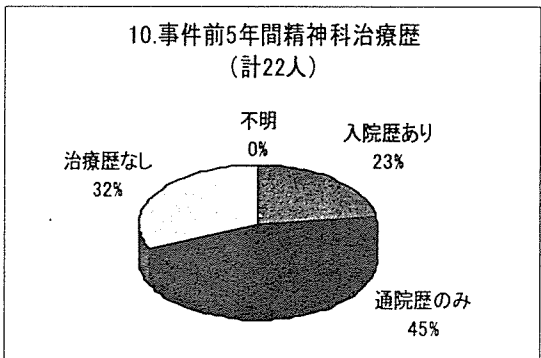
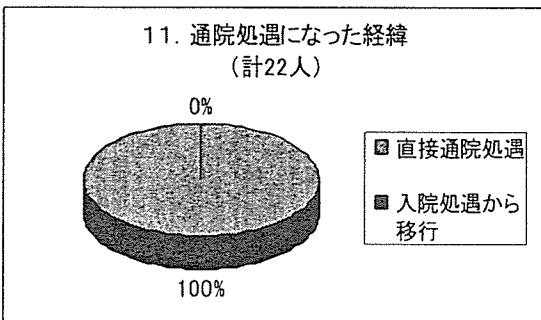


図 A11



B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

図 B8-2

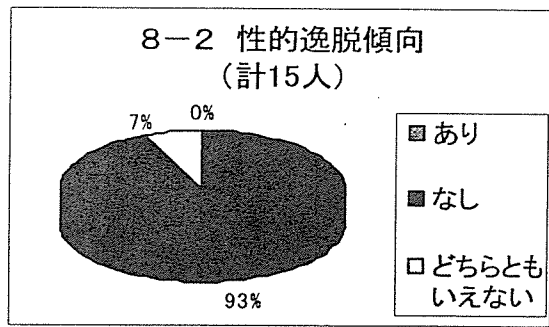


図 B9

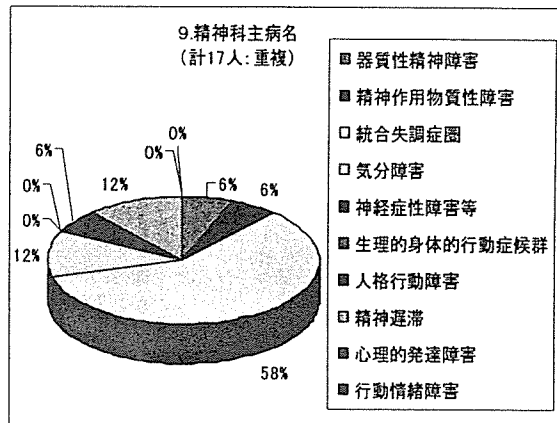


図 B10

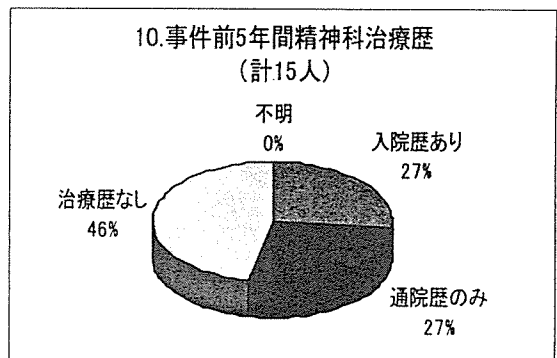
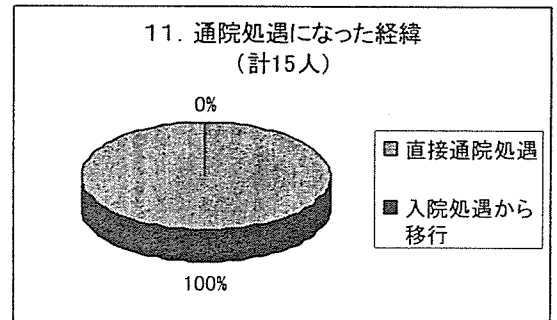


図 B11



A. 保護観察所経由群 (続)

B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

図 A12

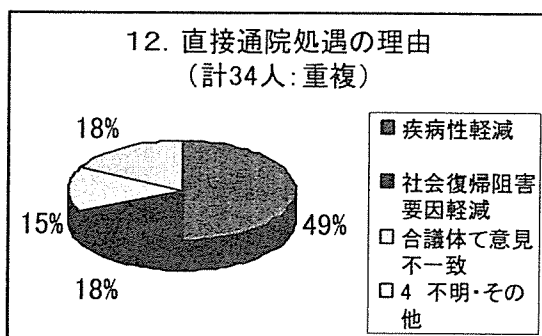


図 B12

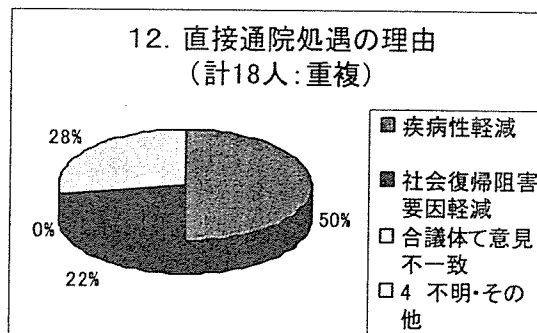


図 A13

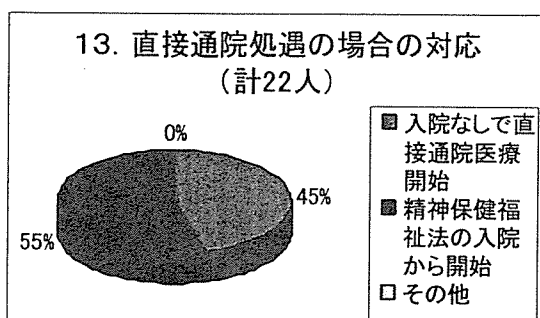


図 B13

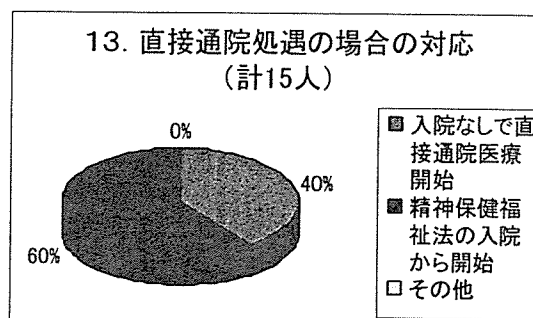


図 A14

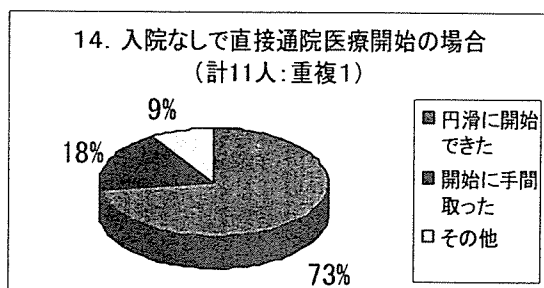


図 B14

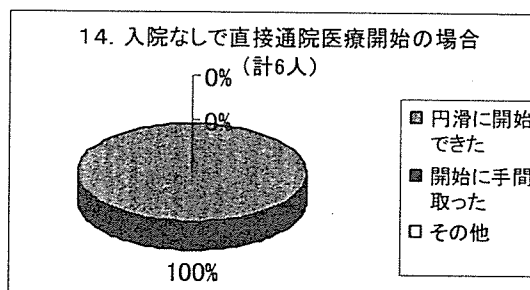


図 A15

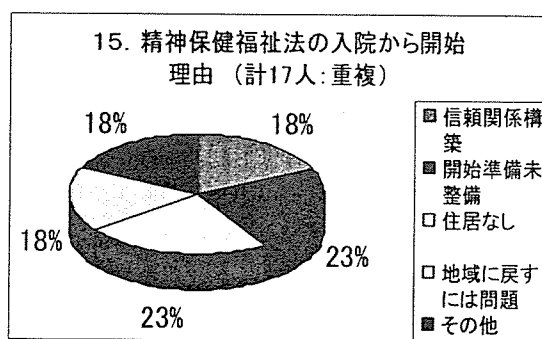
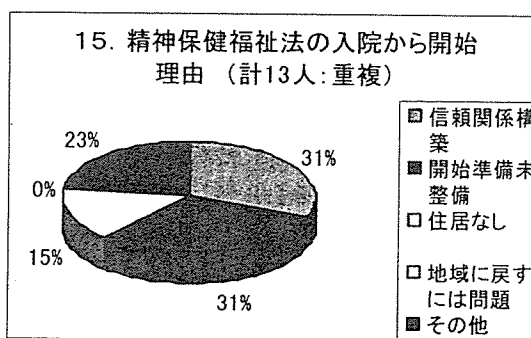


図 B15



A. 保護観察所経由群 (続)

B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

図 A16

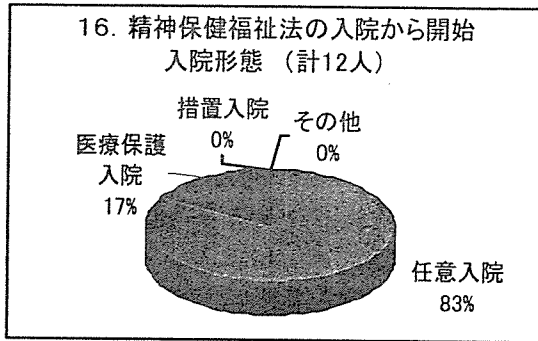


図 B16

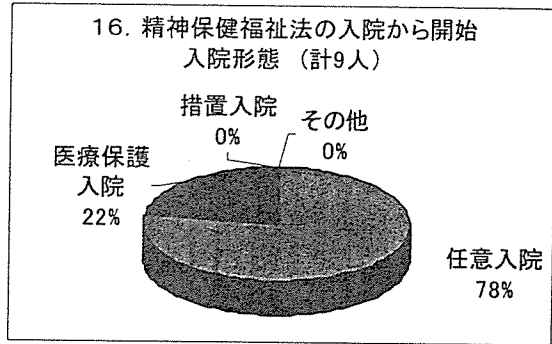


図 A17

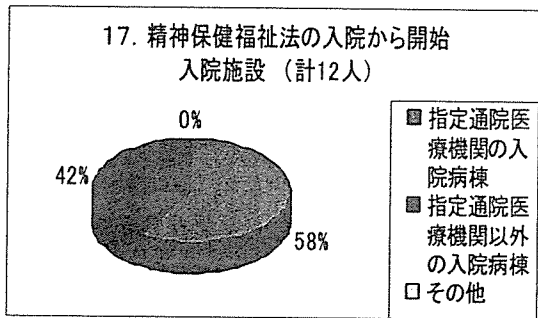


図 B17

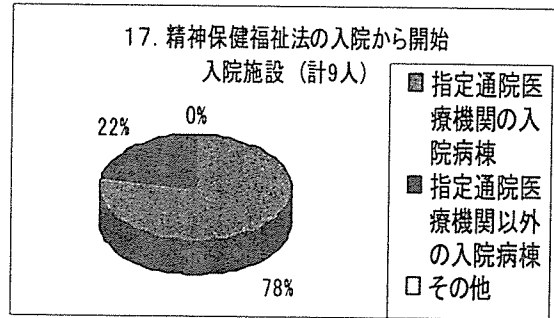


図 B18

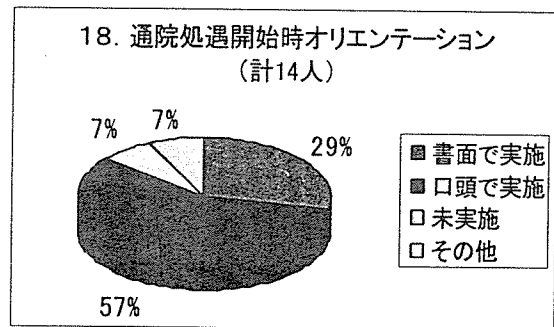
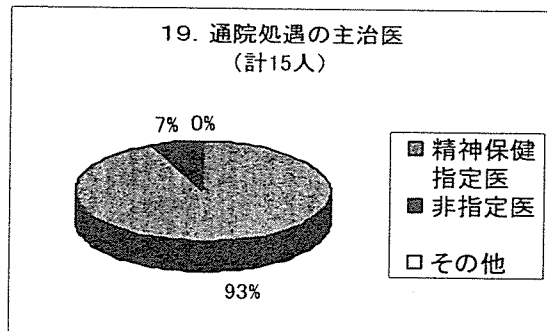


図 B19



A. 保護観察所経由群（続）

B. 指定通院医療機関等経由群（続）

図 B20

20. 通院処遇に基づく通院医療 開始当初の医療サービス					
1	外来診療	人	3	訪問看護	人
	週1回	6		週1回	4
	週4回	1			
2	デイケア	人	4	その他の医療サービス	
	週1回	2		3種類	1
	週2回	1			
	週3回	0			
	週4回	1			

図 B21

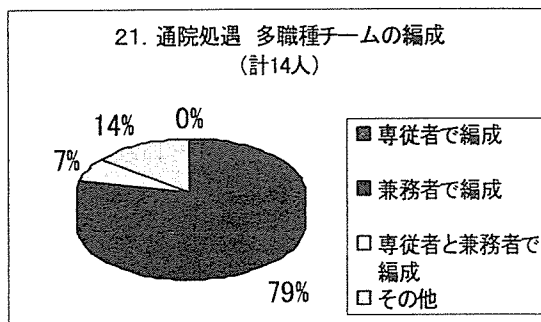
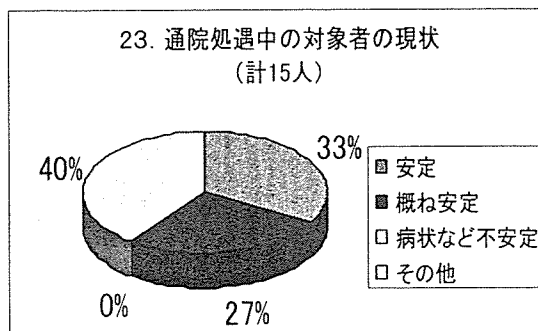


図 B22

22. 通院処遇に基づく通院医療 多職種チーム会議					
1	開催頻度	人	2	職種の種類	人
	月に1回	10		4職種	4
	月に3回	1		5職種	5
				6職種	1

図 B23



A. 保護観察所経由群（続）

B. 指定通院医療機関等経由群（続）

図 A24-1

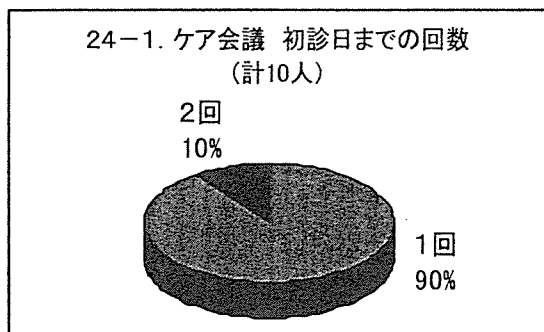


図 A24-2

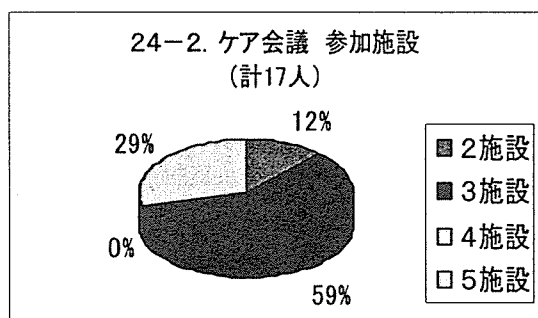


図 A24-3

24-3. ケア会議 通院開始後の開催頻度	
平均	2月に1回
最多	毎月1回
最少	3月に1回

通院処遇アンケート調査結果（表）

A. 保護観察所経由群

B. 指定通院医療機関等経由群

		人	%
1	男性	12	54.5
2	女性	10	45.5
	計	22	100.0

		人	%
1	男性	8	53.3
2	女性	7	46.7
	計	15	100.0

		人	%
1	10代	0	0.0
2	20代	4	18.2
3	30代	5	22.7
4	40代	3	13.6
5	50代	5	22.7
6	60代	4	18.2
7	70代	1	4.5
8	80代	0	0.0
9	90代	0	0.0
	計	22	100.0

		人	%
1	10代	0	0.0
2	20代	1	6.7
3	30代	4	26.7
4	40代	2	13.3
5	50代	4	26.7
6	60代	4	26.7
7	70代	0	0.0
8	80代	0	0.0
9	90代	0	0.0
	計	15	100.0

		人	%
1	家族と同居	11	50.0
2	家族と別居	8	36.4
3	単身者	2	9.1
4	その他	1	4.5
	計	22	100.0

		人	%
1	家族と同居	9	60.0
2	家族と別居	2	13.3
3	単身者	3	20.0
4	その他	1	6.7
	計	15	100.0

		人	%
1	自家	10	45.5
2	社宅	1	4.5
3	民間賃貸住宅	5	22.7
4	公共賃貸住宅	3	13.6
5	社会復帰施設等	2	9.1
6	住居不定	0	0.0
7	住居なし	0	0.0
8	その他	1	4.5
	計	22	100.0

		人	%
1	自家	6	40.0
2	社宅	1	6.7
3	民間賃貸住宅	3	20.0
4	公共賃貸住宅	4	26.7
5	社会復帰施設等	0	0.0
6	住居不定	0	0.0
7	住居なし	1	6.7
8	その他	0	0.0
	計	15	100.0

A. 保護観察所経由群 (続)

		人	%
1	有職・自活可	2	9.1
2	有職・自活不可	3	13.6
3	無職・自活可	7	31.8
4	無職・自活不可	1	4.5
5	生活保護	8	36.4
6	その他	1	4.5
	計	22	100.0

		人	%
1	殺人	0	0.0
2	殺人未遂	2	9.1
3	傷害(1ヶ月以上)	4	18.2
4	傷害(1ヶ月未満)	9	40.9
5	強盗	0	0.0
6	放火	6	27.3
7	強姦	0	0.0
8	強制わいせつ	1	4.5
9	その他	0	0.0
	計	22	100.0

		人	%
1	重大な他害行為あり	2	9.1
2	重大でない他害行為あり	7	31.8
3	他害行為なし	13	59.1
4	不明	0	0.0
	計	22	100.0

表A8-1(粗暴傾向)			
		人	%
1	あり	6	27.3
2	なし	12	54.5
3	どちらともいえない	4	18.2
	計	22	100.0

B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

		人	%
1	有職・自活可	2	13.3
2	有職・自活不可	2	13.3
3	無職・自活可	3	20.0
4	無職・自活不可	3	20.0
5	生活保護	5	33.3
6	その他	0	0.0
	計	15	100.0

		人	%
1	殺人	0	0.0
2	殺人未遂	3	20.0
3	傷害(1ヶ月以上)	3	20.0
4	傷害(1ヶ月未満)	5	33.3
5	強盗	0	0.0
6	放火	3	20.0
7	強姦	0	0.0
8	強制わいせつ	1	6.7
9	その他	0	0.0
	計	15	100.0

		人	%
1	重大な他害行為あり	2	13.3
2	重大でない他害行為あり	4	26.7
3	他害行為なし	9	60.0
4	不明	0	0.0
	計	15	100.0

表B8-1(粗暴傾向)			
		人	%
1	あり	4	26.7
2	なし	8	53.3
3	どちらともいえない	3	20.0
	計	15	100.0

A. 保護観察所経由群 (続)

		人	%
1	あり	0	0.0
2	なし	21	95.5
3	どちらともいえない	1	4.5
	計	22	100.0

		人	%
1	器質性精神障害	0	0.0
2	精神作用物質性障害	3	12.5
3	統合失調症圏	16	66.7
4	気分障害	3	12.5
5	神経症性障害等	0	0.0
6	生理的身体の行動症候群	0	0.0
7	人格行動障害	1	4.2
8	精神遅滞	1	4.2
9	心理的発達障害	0	0.0
10	行動情緒障害	0	0.0
	計	24	100.0

		人	%
1	入院歴あり	5	22.7
2	通院歴のみ	10	45.5
3	治療歴なし	7	31.8
4	不明	0	0.0
	計	22	100.0

		人	%
1	直接通院処遇	22	100.0
2	入院処遇から移行	0	0.0
	計	22	100.0

B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

		人	%
1	あり	0	0.0
2	なし	14	93.3
3	どちらともいえない	1	6.7
	計	15	100.0

		人	%
1	器質性精神障害	1	5.9
2	精神作用物質性障害	1	5.9
3	統合失調症圏	10	58.8
4	気分障害	2	11.8
5	神経症性障害等	0	0.0
6	生理的身体の行動症候群	0	0.0
7	人格行動障害	1	5.9
8	精神遅滞	2	11.8
9	心理的発達障害	0	0.0
10	行動情緒障害	0	0.0
	計	17	100.0

		人	%
1	入院歴あり	4	26.7
2	通院歴のみ	4	26.7
3	治療歴なし	7	46.7
4	不明	0	0.0
	計	15	100.0

		人	%
1	直接通院処遇	15	100.0
2	入院処遇から移行	0	0.0
	計	15	100.0

A. 保護観察所経由群（続）

		人	%
1	疾病性軽減	17	50.0
2	社会復帰阻害要因軽減	6	17.6
3	合議体で意見不一致	5	14.7
4	不明・その他	6	17.6
	計	34	100.0

		人	%
1	入院なしで直接通院医療開始	10	45.5
2	精神保健福祉法の入院から開始	12	54.5
3	その他	0	0.0
	計	22	100.0

		人	%
1	円滑に開始できた	8	72.7
2	開始に手間取った	2	18.2
3	その他	1	9.1
	計	11	100.0

		人	%
1	信頼関係構築	3	17.6
2	開始準備未整備	4	23.5
3	住居なし	4	23.5
4	地域に戻すには問題	3	17.6
5	その他	3	17.6
	計	17	100.0

B. 指定通院医療機関等経由群（続）

		人	%
1	疾病性軽減	9	50.0
2	社会復帰阻害要因軽減	4	22.2
3	合議体で意見不一致	0	0.0
4	4 不明・その他	5	27.8
	計	18	100.0

		人	%
1	入院なしで直接通院医療開始	6	40.0
2	精神保健福祉法の入院から開始	9	60.0
3	その他	0	0.0
	計	15	100.0

		人	%
1	円滑に開始できた	6	100.0
2	開始に手間取った	0	0.0
3	その他	0	0.0
	計	6	100.0

		人	%
1	信頼関係構築	4	30.8
2	開始準備未整備	4	30.8
3	住居なし	2	15.4
4	地域に戻すには問題	0	0.0
5	その他	3	23.1
	計	13	100.0

A. 保護観察所経由群（続）

表A16. 精神保健福祉法の入院から開始 入院形態			
		人	%
1	任意入院	10	83.3
2	医療保護入院	2	16.7
3	措置入院	0	0.0
4	その他	0	0.0
	計	12	100.0

表A17. 精神保健福祉法の入院から開始 入院施設			
		人	%
1	指定通院医療機関の 入院病棟	7	58.3
2	指定通院医療機関以外の 入院病棟	5	41.7
3	その他	0	0.0
	計	12	100.0

B. 指定通院医療機関等経由群（続）

表B16. 精神保健福祉法の入院から開始 入院形態			
		人	%
1	任意入院	7	77.8
2	医療保護入院	2	22.2
3	措置入院	0	0.0
4	その他	0	0.0
	計	9	100.0

表B17. 精神保健福祉法の入院から開始 入院施設			
		人	%
1	指定通院医療機関の 入院病棟	7	77.8
2	指定通院医療機関以外の 入院病棟	2	22.2
3	その他	0	0.0
	計	9	100.0

表B18. 通院処遇開始時オリエンテーション			
		人	%
1	書面で実施	4	28.6
2	口頭で実施	8	57.1
3	未実施	1	7.1
4	その他	1	7.1
	計	14	100.0

表B19. 通院処遇の主治医			
		人	%
1	精神保健指定医	14	93.3
2	非指定医	1	6.7
3	その他	0	0.0
	計	15	100.0

A. 保護観察所経由群 (続)

B. 指定通院医療機関等経由群 (続)

		人
1	外来診療	人
	週1回	6
	週4回	1
2	デイケア	人
	週1回	2
	週2回	1
	週3回	0
	週4回	1
3	訪問看護	人
	週1回	4
4	その他の医療サービス	人
	3種類	1

		人	%
1	専従者で編成	0	0.0
2	兼務者で編成	11	78.6
3	専従者と兼務者で編成	1	7.1
4	その他	2	14.3
	計	14	100.0

		人
1	開催頻度	人
	月に1回	10
	月に3回	1
2	職種の種類	人
	4職種	4
	5職種	5
	6職種	1

A. 保護観察所経由群（続）

B. 指定通院医療機関等経由群（続）

		人	%
1	安定	5	33.3
2	概ね安定	4	26.7
3	病状など不安定	0	0.0
4	その他	6	40.0
	計	15	100.0

		人	%
1	1回	9	90.0
2	2回	1	10.0
	計	10	100.0

		人	%
1	2施設	2	11.8
2	3施設	10	58.8
3	4施設	0	0.0
4	5施設	5	29.4
	計	17	100.0

1	平均	2月に1回
2	最多	毎月1回
3	最少	3月に1回